

高校生等に対する
修学支援制度ガイドブック

令和8年5月
兵庫県教育委員会事務局 財務課

◇ 目 次 ◇

【兵庫県の各部局が所管する事業】

○公立

- 高等学校等就学支援金
- 高校生等・新修学支援
- 兵庫県立高等学校等専攻科修学支援金
- 高等学校等学び直し支援金
- 高等学校等授業料減免制度
- 高校生等奨学給付金

○私立

- 高等学校等就学支援金
- 高校生等・新修学支援
- 高等学校等学び直し支援金
- 高等学校等奨学給付金
- 私立高等学校等入学資金貸付
- 兵庫県私立高等学校等入学金支援

○共通

- 高等学校奨学資金貸与事業
- 勤労生徒奨学資金貸与事業
- 生活福祉資金
- 生活保護制度による生業扶助
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- 勤労者教育支援資金融資制度

【兵庫県内の各市町が所管する事業】

兵 庫 県 内 の 各 部 局 が 所 管 す る 事 業

公 立 （問い合わせ先、HP）	概 要	対 象 者	目 的 等 / 支 給 種 類	募 集 時 期 ・ 受 給 期 間	取 扱 窓 口	備 考
<p>高等学校等就学支援金</p> <p>兵庫県教育委員会事務局 078-362-3882 ホームページはこちら</p>	<p>授業料五当金</p> <p>生徒の授業料に充てる高 等学校等就学支援金を支 給し、家庭の経済負担 を軽減し、教育の機会均 等を図る制度。</p>	<p>○申込資格 次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の公立高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校 (2)日本国内に住所を有する者のうち、以下の①～④のいずれかに該 当する者（※2） ①日本国籍を有している方 ②特別永住者 ③日本人の配偶者、子、特別優遇 ④永住者・特別永住者の配偶者or永住者、特別永住者の子として日 本で出生し、引き続き日本に在留している方 ⑤定住者で日本に将来永住する意思がある方 ⑥日本国内で出生または12歳に達した日の属する学年の末日まで に初めて入国した ・日本の小学校と中学校を卒業した ・日本で就労して定着する意思がある (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）未満で あること ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校（本校）が所在する 都道府県が実施 ※2 いずれも該当しない在校生（留学生含む）は就学支援金経過措 置の対象 ※3 いずれも該当しない新入生（留学生除く）は本制度の対象外</p>	<p>支 給（授業料との相殺又は還付） 【私立学校の場合】 ○全日制課程 : 9,900円/月 ○定時制課程 : 2,700円/月 ○通信制課程 : 3,100円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学 校の授業料月額との低い方の額を支給 ※市立高等専門学校の授業料月額が上限） ※市立高等専門学校の授業料月額が上限） ※市立高等専門学校の授業料月額が上限） ※市立高等専門学校の授業料月額が上限） ※市立高等専門学校の授業料月額が上限） ※市立高等専門学校の授業料月額が上限）</p>	<p>○募集時期 毎年年度4月 上記期日に申請しなかった場合は臨時 申請等に変更が可能な場合は臨時申 請（届出可）（提出した月又は翌月分 から支給） ○支給時期 学校設置者が生徒・保護者等に代 わって受領し、授業料の支払に充て るため、生徒・保護者等には直接支 払われない。</p>	<p>在籍する学校</p>	<p>併給可 ※高校生等・新修学支援とは</p>
<p>高校生等・新修学支援</p> <p>兵庫県教育委員会事務局 078-362-3882 ホームページはこちら</p>	<p>授業料五当金</p> <p>生徒の授業料に充てる高 等学校等就学支援金を支 給し、家庭の経済負担 を軽減し、教育の機会均 等を図る制度。</p>	<p>○申込資格 就学支援金新制度の対象外となる外国籍の生徒。 次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の公立高等学校等（※1）に在籍していること (2)就学支援金の対象外となる外国人または外国人学校の生徒（※2） (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）未満で あること ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校（本校）が所在する 都道府県が実施 ※2 いずれも該当しない在校生（留学生含む）は就学支援金経過措 置の対象 ※3 いずれも該当しない新入生（留学生除く）は本制度の対象外</p>	<p>支 給（授業料との相殺又は還付） 【私立学校の場合】 ○全日制課程 : 9,900円/月 ○定時制課程 : 2,700円/月 ○通信制課程 : 3,100円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学 校の授業料月額との低い方の額を支給 ※市立高等専門学校の授業料月額が上限） ※市立高等専門学校の授業料月額が上限） ※市立高等専門学校の授業料月額が上限） ※市立高等専門学校の授業料月額が上限） ※市立高等専門学校の授業料月額が上限）</p>	<p>○募集時期 毎年年度4月及び毎年年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合は臨時 申請等に変更が可能な場合は臨時申 請（届出可）（提出した月又は翌月分 から支給） ○支給時期 学校設置者が生徒・保護者等に代 わって受領し、授業料の支払に充て るため、生徒・保護者等には直接支 払われない。</p>	<p>在籍する学校</p>	<p>併給可 ※高校等学校等就学支援金とは</p>

公立

名称 (備付は先・HP)	概要	対象者	支給(授業料)との相殺又は還付	実施時期・支給期間	取扱窓口	備考						
<p>兵庫立高等学校等専攻科修学支援金 在籍する学校又は兵庫県教育委員会事務局 078-362-3882 ホームページはこちら</p>	<p>授業料充当金 高等学校専攻科に在籍する生徒の授業料に充てる支援金を支給し、家庭の経済負担の軽減と教育の機会均等を図る制度。</p>	<p>次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の公立高等学校専攻科に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校専攻科を修了したことがないこと (4)在籍した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月)未満であること (5)保護者全員の市町村別の課税標準額×6%-市町村別の課税標準額の合計が51,300円未満(年収目安:380万円未満程度)であること(※1)または、扶養される子が3人以上いる多子世帯(所得制限なし)であること (6)大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格養成課程(特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む)に通う者</p> <p>※1 失業・働いていない等により家計が急変した場合は現在の収入状況に照して別途判定</p>	<p>支給(授業料)との相殺又は還付</p> <table border="1" data-bbox="319 828 494 1052"> <tr> <td>市町村別の課税標準額×6%-市町村別の課税標準額の合計(保護者全員の)</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>・0円(年収目安:270万円未満) または ・扶養される子が3人以上いる多子世帯(所得制限なし)</td> <td>9,900円/月</td> </tr> <tr> <td>100円以上51,300円未満 (年収目安:270万円~380万円)</td> <td>4,950円/月</td> </tr> </table> <p>次のいずれかに該当する場合は支給対象外となる。 (1)退学、停学(3ヶ月以上)の処分を受けた者 (2)所得単位数が学校の定める当該年度の標準取得単位数の5割以下の者 (3)出席率が5割以下の者</p>	市町村別の課税標準額×6%-市町村別の課税標準額の合計(保護者全員の)	支給額	・0円(年収目安:270万円未満) または ・扶養される子が3人以上いる多子世帯(所得制限なし)	9,900円/月	100円以上51,300円未満 (年収目安:270万円~380万円)	4,950円/月	<p>○実施時期 入学期4月及び毎年度6~7月上記期日に変更があった場合や、保護者等に急変があった場合は、保護・働進等の家計急変が生じた場合は随時申請(提出)可(提出した月又は翌月分から支給)</p> <p>○支給時期 学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者等には直接支払われない。</p>	<p>在籍する学校</p>	<p>併給可</p>
市町村別の課税標準額×6%-市町村別の課税標準額の合計(保護者全員の)	支給額											
・0円(年収目安:270万円未満) または ・扶養される子が3人以上いる多子世帯(所得制限なし)	9,900円/月											
100円以上51,300円未満 (年収目安:270万円~380万円)	4,950円/月											
<p>高等学校等 学費の出し支援金 在籍する学校又は兵庫県教育委員会事務局 078-362-3882 ホームページはこちら</p>	<p>授業料充当金 高等学校等専攻科等に在籍する者に対し、高等学校等専攻科等修学支援金を支給し、高等学校等専攻科等修学期間である36月の間継続して就学支援金に相当する額を支給し、家庭の経済負担を軽減する制度。</p>	<p>○申込資格 次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の公立高等学校・中等教育学校後継課程・高等専門学校(1~3年)に在籍していること(※1) (2)日本国内に住所を有すること(※2) (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在籍した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていないこと (5)平成26年4月1日以前に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等専攻科等修学支援金の申請することができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学費の出し支援金の支給を申請して12月(定時制・通信制は24月)以上受けていない者</p> <p>※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施 ※2 高等学校等専攻科等修学支援金新制度対象者(日本国籍・特別永住者等)は経済要件はありませんが、対象とならない外国籍の生徒については経済要件があります</p>	<p>支給(授業料)との相殺又は還付</p> <p>【国立学校の場合】 ○全日制課程 : 9,900円/月 ○定時制課程 : 2,700円/月 ○通信制課程 : 310円/単位</p> <p>※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額の違いの額を支給</p> <p>※市立高等学校の授業料月額については、世帯の収入状況に照し、加算額を支給(高等学校の授業料月額が上限)</p>	<p>○実施時期 在学中随時申請可(認定された場合は申請月の翌月分から支給又は減額) ※一度認定された後も、毎年4月頃に再度申請が必要</p> <p>○支給時期 学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者等には直接支払われない。</p>	<p>在籍する学校</p>	<p>併給可</p>						

兵庫県内の各部署が所管する事業

私立 （お問い合わせ先） HP	概要	対象者	員与額 / 支給額	募集時期・支給期間	取扱窓口	備考																																				
<p>高等学校等就学支援金</p> <p>在籍する高等学校又は兵庫県義務部教育課 078-341-7711</p> <p>内線723389(高等学校) 723443(専修学校) 各種学校)</p> <p>ホームページはこちら</p>	<p>授業料弁当金</p> <p>生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育負担を軽減する制度</p>	<p>○申込資格</p> <p>次の要件を全て満たす者</p> <p>(1)兵庫県内の私立高等学校等(※1)に在籍していること</p> <p>(2)日本国内に住居を有する者のうち、以下の①～②のいずれかに該当する者(※2※3)</p> <p>①日本国籍を有している者</p> <p>②特別永住者</p> <p>③留学生</p> <p>④親類、子、特別養子</p> <p>⑤居住者、特別永住者の配偶者</p> <p>⑥永住者、特別永住者の子として日本で生まれ、引き続き日本に在留している者</p> <p>⑦定住者として日本に帰国を希望する者がある者</p> <p>⑧家族内で以下すべてを満たす者</p> <p>・日本国内で出生または12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した</p> <p>・日本での学校と中学校卒業した</p> <p>(3)高等学校等卒業生(※4)</p> <p>(4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること</p> <p>※1 兵庫県外の高等学校(留学生・外国人学校含む)は就学支援金経費措置の対象外</p> <p>※2 いずれも該当しない在籍生(留学生・外国人学校含む)は就学支援金経費措置の対象外</p> <p>※3 いずれも該当しない新入生(留学生を除く、外国人学校含む)は本制度の対象外</p>	<p>支給標準額との相違又は選別(※)</p> <p>※高等学校等の授業料月額が上限</p> <p>※通学制課程の支給額は専修学校等と同額</p> <p>※在籍(予定)の通学制高等学校に就学している場合、詳細は在籍(予定)の通学制高等学校にお問い合わせください。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">支給上限額</th> </tr> <tr> <td>全日制</td> <td>38,100円/月</td> </tr> <tr> <td>通信制(定額制)</td> <td>28,100円/月</td> </tr> <tr> <td>通信制(単位制)</td> <td>13,668円/単位</td> </tr> </table> <p>○申込資格(2)にいずれも該当しない在籍生(留学生含む)の支給額は下記のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">市町村民校の授業料月額×6%・市町村民校の施設費等の額(専修学校等)</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <td>全日制</td> <td>33,000円/月</td> <td>定額制(定額制)</td> <td>12,030円/単位</td> </tr> <tr> <td>(年単位: 590万円/年度)</td> <td>24,750円/月</td> <td>通信制(単位制)</td> <td>4,812円/単位</td> </tr> <tr> <td>(年単位: 304,200円/年度)</td> <td>9,900円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(年単位: 910万円/年度)</td> <td>9,900円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	支給上限額		全日制	38,100円/月	通信制(定額制)	28,100円/月	通信制(単位制)	13,668円/単位	市町村民校の授業料月額×6%・市町村民校の施設費等の額(専修学校等)		支給額		全日制	33,000円/月	定額制(定額制)	12,030円/単位	(年単位: 590万円/年度)	24,750円/月	通信制(単位制)	4,812円/単位	(年単位: 304,200円/年度)	9,900円/月			(年単位: 910万円/年度)	9,900円/月			<p>○募集時期</p> <p>入学金受渡4月</p> <p>上記期日に申請しなかった場合や、採択者等に変更があった場合や未採択者等の採択通知が来た場合、通常申請(提出)は、提出した月又は翌月分から支給)</p> <p>○支給時期</p> <p>支給方法は(授業料や学校納付金との相違又は保護者等への振込)や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。</p>	<p>在籍する学校</p>	<p>併結可</p> <p>※高等学校等就学支援金とは</p>								
支給上限額																																										
全日制	38,100円/月																																									
通信制(定額制)	28,100円/月																																									
通信制(単位制)	13,668円/単位																																									
市町村民校の授業料月額×6%・市町村民校の施設費等の額(専修学校等)		支給額																																								
全日制	33,000円/月	定額制(定額制)	12,030円/単位																																							
(年単位: 590万円/年度)	24,750円/月	通信制(単位制)	4,812円/単位																																							
(年単位: 304,200円/年度)	9,900円/月																																									
(年単位: 910万円/年度)	9,900円/月																																									
<p>※高校生・新修学支援</p> <p>在籍する高等学校又は兵庫県義務部教育課 078-341-7711</p> <p>内線723389(高等学校) 723443(専修学校) 各種学校)</p> <p>ホームページはこちら</p>	<p>授業料弁当金</p> <p>高等学校等就学支援金を削減し、生徒の教育負担を軽減する制度</p>	<p>○申込資格</p> <p>次の要件を全て満たす者</p> <p>(1)兵庫県内の私立高等学校等(※1)に在籍していること</p> <p>(2)就学支援金の対象外となる外国籍または外国人学校の生徒(※2)</p> <p>(3)高等学校等卒業生又は修了したことがないこと</p> <p>(4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること</p> <p>※1 兵庫県外の高等学校(外国人学校含む)は就学支援金経費措置の対象外</p> <p>※2 在籍生(留学生含む)や年取910万円未満程度の世帯は就学支援金経費措置の対象外</p> <p>※3 新入生で留学生は本制度の対象外</p>	<p>支給標準額との相違又は選別(※)</p> <p>※高等学校等の授業料月額が上限</p> <p>※通学制課程の支給額は専修学校等と同額</p> <p>※在籍(予定)の通学制高等学校に就学している場合、詳細は在籍(予定)の通学制高等学校にお問い合わせください。</p> <p>○在籍生(留学生含む)の支給額は下記のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">市町村民校の授業料月額×6%・市町村民校の施設費等の額(専修学校等)</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <td>全日制</td> <td>9,900円/月</td> <td>定額制(定額制)</td> <td>4,812円/単位</td> </tr> <tr> <td>(年単位: 304,200円/年度)</td> <td>9,900円/月</td> <td>通信制(単位制)</td> <td>4,812円/単位</td> </tr> <tr> <td>(年単位: 910万円/年度)</td> <td>9,900円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※年取910万円未満程度の世帯は高等学校等就学支援金(経費措置)の対象</p> <p>○新入生(留学生除く)の支給額は下記のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">市町村民校の授業料月額×6%・市町村民校の施設費等の額(専修学校等)</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <td>全日制</td> <td>33,000円/月</td> <td>定額制(定額制)</td> <td>12,030円/単位</td> </tr> <tr> <td>(年単位: 590万円/年度)</td> <td>24,750円/月</td> <td>通信制(単位制)</td> <td>4,812円/単位</td> </tr> <tr> <td>(年単位: 304,200円/年度)</td> <td>9,900円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(年単位: 910万円/年度)</td> <td>9,900円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	市町村民校の授業料月額×6%・市町村民校の施設費等の額(専修学校等)		支給額		全日制	9,900円/月	定額制(定額制)	4,812円/単位	(年単位: 304,200円/年度)	9,900円/月	通信制(単位制)	4,812円/単位	(年単位: 910万円/年度)	9,900円/月			市町村民校の授業料月額×6%・市町村民校の施設費等の額(専修学校等)		支給額		全日制	33,000円/月	定額制(定額制)	12,030円/単位	(年単位: 590万円/年度)	24,750円/月	通信制(単位制)	4,812円/単位	(年単位: 304,200円/年度)	9,900円/月			(年単位: 910万円/年度)	9,900円/月			<p>○募集時期</p> <p>入学金受渡4月及び7月頃</p> <p>上記期日に申請しなかった場合や、採択者等に変更があった場合や未採択者等の採択通知が来た場合、通常申請(提出)は、提出した月又は翌月分から支給)</p> <p>○支給時期</p> <p>支給方法は(授業料や学校納付金との相違又は保護者等への振込)や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。</p>	<p>在籍する学校</p>	<p>併結可</p> <p>※高等学校等就学支援金とは</p>
市町村民校の授業料月額×6%・市町村民校の施設費等の額(専修学校等)		支給額																																								
全日制	9,900円/月	定額制(定額制)	4,812円/単位																																							
(年単位: 304,200円/年度)	9,900円/月	通信制(単位制)	4,812円/単位																																							
(年単位: 910万円/年度)	9,900円/月																																									
市町村民校の授業料月額×6%・市町村民校の施設費等の額(専修学校等)		支給額																																								
全日制	33,000円/月	定額制(定額制)	12,030円/単位																																							
(年単位: 590万円/年度)	24,750円/月	通信制(単位制)	4,812円/単位																																							
(年単位: 304,200円/年度)	9,900円/月																																									
(年単位: 910万円/年度)	9,900円/月																																									

私立
(私立) 給付は、
(私立) 給付は、

**高等学校等奨学給付金
(奨学のための給付金)**
授業料以外の教育費負担を軽減するための、私立高等学校等の授業料等に対して奨学給付金を支給する。

県内私立高校等の場合：
内線72337(高等学校)
内線72343(高等学校、
名簿学校)

県外私立高校等の場合：
078-841-7711

内線72337(高等学校)
内線72343(高等学校、
名簿学校)

ホームページはこちら

推進費
授業料以外の教育費負担を軽減するための、私立高等学校等の授業料等に対して奨学給付金を支給する。

対象者
○申込資格
(1) ②に該当し、かつ③(4)のいずれか1つに該当する世帯の保護者等である私立高等学校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。
(2) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。
(3) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合計が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。
(4) (支援金新制度) 受給対象となる学校・生徒の場合、保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合計が182,500円未満又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。
(5) (支援金新制度) 受給対象となる学校・生徒の場合、保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合計が105,500円未満又は264,500円未満の多子世帯であること。
(6) 経費的理由による緊急給付から、急ぎ後の年間収入見込額が上記(1)～(5)のいずれかに該当すると思われる世帯であること。
(7) 平成26年4月1日以前から私立高等学校等に在籍している場合
(8) 平成26年7月1日現在、休学している場合
(9) 平成26年7月2日以後に入学(編入・転入)している場合
(10) 保護者等が福祉施設等の施設長や管理員等であって、奨学旅行費又は特別経費が相抵されている場合
(11) 保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合

○経費要件
保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合計額が264,500円未満の多子世帯又は182,500円未満の世帯(要件による)又は生活保護(生業扶助)受給世帯

支給
(支援金新制度の対象となる学校・生徒)

所得区分	支給額・支給率	支給額・支給率	所得区分
生活保護世帯	52,600円/年	52,600円/年	52,100円/年
住民税非課税世帯	152,000円/年	52,100円/年	52,100円/年
住民税所得割額 105,500円未満	50,670円/年	50,670円/年	17,370円/年
住民税所得割額 152,000円未満	38,000円/年	38,000円/年	13,030円/年
住民税所得割額 264,500円未満			13,030円/年

(支援金旧制度の対象となる学校・生徒)

所得区分	支給額・支給率	支給額・支給率	所得区分
生活保護世帯	52,600円/年	52,600円/年	52,100円/年
住民税非課税世帯	152,000円/年	52,100円/年	52,100円/年
住民税所得割額 105,500円未満	105,670円/年	17,370円/年	17,370円/年
住民税所得割額 152,000円未満	38,000円/年	38,000円/年	13,030円/年
住民税所得割額 264,500円未満			13,030円/年

学年時期・支給期間
○募集時期
9月～10月(在籍する学校又は兵庫県が指定する日)
○支給時期
未定

取扱窓口
在籍する学校

備考
併給可

共通

名称 (問い合わせ先、HP)	対象者	貸付 / 支給の種類	募集時期・支給期間	取扱窓口	備考
<p>生活福祉資金 (教育支援資金) 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 078-242-7944 ホームページはこちら</p>	<p>○申込資格 【借入申込者】・・・次の要件に該当する者 ・現在中学生、高校生、高等専門学校生等である者、またはその卒業後2年以内の者 【返済申込者】・・・次の要件にすべて当てはまる者 ①兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯 ②世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護世帯の1.8倍程度の所得の世帯 ③世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学中にあり、その学費の給出のため他からの給費を受けることが困難、または給費を受けても進学・在学が困難な世帯 ○経済要件 世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護世帯の1.8倍程度の所得の世帯</p>	<p>貸付（無利息） 就学支援費 ・入学時に必要な入学金や制服代等の費用が対象 ・貸付期間 在学期間中 ・貸付限度額 50万円以内 教育支援費 ・在学中に必要な授業料、教科書代や通学定期代等の費用が対象 ・貸付期間 在学期間中 ・貸付限度額 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内 据置期間は貸付終了後6ヶ月以内 （貸付は貸付対象となった学校の卒業する月の末日で終了） 償還期間は20年以内。ただし、毎月の返済額の下限は5千円</p>	<p>○募集時期 随時 ○支給時期 初回は貸付決定後の支給。 以後、半年毎（9月と3月）に6か月分を支給。</p>	<p>お住まいの市区町社会福祉協議会</p>	<p>○貸付禁止等 日本学生支援機構、日本学生支援機構、日本学生支援機構（日本政策金融公庫）、母子父子無償福祉資金、治体独自の就学制度など他の制度を利用してきる場合は、他の制度・給付制度を優先して利用することが必要（他制度優先） ○大学進学時の返還猶予 在学中に併せて今後の返還が困難である場合は、償還猶予の申請が可能</p>
<p>生活保護制度による 生活扶助 (高等学校等就学費) 兵庫県福祉部地域福祉課 078-341-7711 内線79249 ホームページはこちら</p>	<p>生活保護制度による生活保護世帯で、高等学校等に就学する（している）者</p>	<p>支給 基本額 7,300円 教材代 正襟の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額 入学料 公立高校相当額 入学参考料 30,000円以内 通学のための交通費 通学に必要な最小限度の額 学習支援費（年間上限額） 101,000円以内</p>	<p>○募集時期 高等学校入学時 ○支給時期 原則毎月一括支給がある場合は一括支給可</p>	<p>各福祉事務所</p>	

兵庫県内の各市町が所管する事業一覧

市町名	問い合わせ先 (ホームページ)	名称	高校			専修学校(高等課程)		貸与/支給	他の奨学金との併給の可否	募集時期	備考
			国公立 月額	私立 月額	国公立 月額	私立 月額					
神戸市	神戸市行政事務センター 078-231-5952 ホームページはこちら	神戸市高校生等週学定期労働補助制度	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	支給	不可要件あり	1月上旬～4月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市に住居登録のある高校生等の保護者 生年月日が2006年4月2日から2011年4月1日であること 市内の高校に通う場合：全額、市外の高校に通う場合：半額 詳細はホームページをご覧ください。 	
尼崎市	学事企画課 06-4950-5671 ホームページはこちら	尼崎市修学援助金	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	支給	可	未定	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等の生徒の保護者で尼崎市に在住する者 所得制限あり ホームページは募集時期のみ公開しています。 国公立 年額600,000より原の給付金額を減じた額 私立 年額72,000より原の給付金額を減じた額 	
西宮市	学事課 0798-35-3817 ホームページはこちら	西宮市私立高等学校入学給付金 西宮市教育委員会奨学金	5,500 (上限)	入学時 50,000	11,000 (上限)	入学時 50,000	支給	可	【入学前に募集】 2月1日～3月31日	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が西宮市内に在住する私立高校入学予定者等 所得制限あり 私立専修学校高等課程は大学入学資格付与指定校に限る 	
芦屋市	教育部教育統括室管理課 0797-38-2085 ホームページはこちら	芦屋市奨学金	1,010 または 2,010	2,780 または 3,840	8,000	8,000	支給	可	7月(8月以降随時)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が芦屋市に居住していること 所得制限あり 通信制課程の支給額はお問い合わせください 給付額について変更の可能性あり 	
伊丹市	こども福祉課 072-784-8030 ホームページはこちら	伊丹市交通通学等学業援助資金 支給事業	6,000	8,000	6,000	8,000	支給	可	随時(受付月分から支給)	<ul style="list-style-type: none"> (以下の全ての要件を備えている者) ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している者 ②世帯の生計中心を交通通学等支給事業に準ずる事故によりとくされた高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生 	
三田市	学校教養課 079-559-5136 ホームページはこちら	三田市高等学校等入学支援金	入学時 63,200	入学時 63,200	入学時 63,200	入学時 63,200	支給	給付型と併給不可	7月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等に在籍している者の保護者で、三田市に在住している者 所得制限あり 	
猪名川町	教育振興課 072-766-6000 ホームページはこちら	猪名川町奨学金	1,200,000 以内	1,200,000 以内	1,200,000 以内	1,200,000 以内	貸与 (無利子)	可	1月4日～1月31日	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が猪名川町に居住している場合は、県外の学校等でも対象となる 所得制限あり 貸与額についてはお問い合わせください 	
明石市	こども政策課 078-918-6073 ホームページはこちら	明石市給付型奨学金	5,000	5,000	5,000	5,000	支給	可	高等学校等進学前の6月初旬～7月下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は本人 生活保護制度、里親制度等との調整あり 入学時 上限300,000 	
高砂市	学校教育課学事保健係 079-443-9054 ホームページはこちら	高砂市奨学金	8,000	8,000	8,000	8,000	支給	可	5月中旬～6月上旬 以降随時	<ul style="list-style-type: none"> 高砂市内に在住する高校生等(本人) 所得制限あり 	

市町名	問い合わせ先 (ホームページ)	名称	高校		専修学校(高等課程)		貸与/支給	他の奨学金との併給の可否	募集時期	備考
			国公立 月額	私立 月額	国公立 月額	私立 月額				
三木市	教育総務部教育総務課 0794-82-2000 ホームページはここら	三木市教育委員会 奨学金	6,000	12,000	6,000	12,000	支給	可	5月下旬～6月下旬	・申請者又はその保護者が、市内に住所を有しており、世帯の所得金額の合計が別に定める所得基準以下であること。 ・所得制限/学力要件あり
加西市	学校教育課 0790-42-8772 ホームページはここら	加西市奨学金	6,000	6,000			支給	可	5月中旬頃～下旬頃	・保護者が加西市に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり
加東市	教育振興部教育総務課 0795-43-0540 ホームページはここら	加東市奨学金	7,000	10,000			支給	給付型と併給不可	随時	・保護者が加東市に在住する高校生等 ・生活保護制度を受けていること
稲美町	教育課 079-492-9149 ホームページはここら	稲美町奨学金 給付事業	9,000	9,000			支給	不可要件あり	中学3年生時(進学する前年度)1月中旬	・稲美町に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり ・稲美町ひとり親家庭等子女奨学金とは併給不可
播磨町	教育総務課 079-435-0533 ホームページはここら	播磨町奨学金	17,000	29,000	17,000	29,000	貸与(無利子)	不可要件あり	6月初旬～中旬	・播磨町に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり ・高等専門学校、各種学校の賞与額についてはお問い合わせください
多可町	教育総務課 0795-32-2384 ホームページはここら	多可町ハートフル 給付事業	7,000	7,000			支給	可	6月上旬～下旬 以降随時	・保護者が多可町に在住する高校生等 ・所得制限あり
		白川第一高等学校 等入学支援金支給 事業	入学時 80,000	入学時 80,000			支給	可	中学3年生時(進学する前年度)2月上旬～中旬	・多可町に在住し、翌年度に高等学校等への入学を予定している中学生の保護者 ・所得制限あり ・特別支援学校への入学予定者は、別に定める
		多可町 読書ハブ通学 定期券購入補助金	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	備考欄に記載	支給	不可要件あり	随時	・高等学校等に通う生徒又はその保護者 ・多可町に住所を有し、かつ生活の本拠を有する者 ・支給額：通学定期券の購入に要した費用から、別に定める通学定期券個人負担額を控除した額
相生市	管理課企画総務係 0791-23-7142 ホームページはここら	多可町 読書ハブ通学 定期券購入補助金	備考欄に記載	備考欄に記載			支給	可	随時	・多可町外に居住しながら多可町高等学校に通学する高又はその保護者 ・支給額：通学定期券の購入に要した費用に1/4を乗じた額
		相生市奨学金事業	年額 40,000	年額 40,000			支給	可	当該年度の前年度3月末頃まで	・相生市に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり
たつの市	教育管理部教育総務課 0791-64-3178 ホームページはここら	高等学校等入学 準備金支給事業	入学時 20,000	入学時 20,000	入学時 20,000	入学時 20,000	支給	可	中学3年生時(進学する前年度)2月中	・たつの市に在住し、翌年度に高等学校等への入学を予定している中学生の保護者 ・所得制限あり

市町名	問い合わせ先 (ホムページ)	名称	高校		専修学校(高等課程)		貸与/支給	他の奨学金との併給の可否	募集時期	備考
			国公立 月額	私立 月額	国公立 月額	私立 月額				
赤穂市	子育て支援係 0791-43-6808 ホムページはこちら	赤穂市母子世帯等 奨学金支給事業	9,000	9,000	9,000	9,000	支給	可	6月上旬	・赤穂市に在住する高校生のひとり親 ・所得制限/学力要件あり
宍粟市	教育総務課 0790-63-3121 ホムページはこちら	宍粟市小中学校 奨学金貸与事業	10,000	10,000	10,000	10,000	貸与 (無利子)	可	1月中旬～3月上旬	・宍粟市放浪時に在住する高校生の保護者(松本奨学金) ・所得制限/学力要件あり
		宍粟市奨学金 支給事業	入学時 60,000	入学時 60,000			支給	可	1月中旬～2月中旬	・宍粟市に在住する生徒の保護者 ・所得制限/学力要件あり
神河町	ひと・まち・みらい課 0790-34-0002 ホムページはこちら	田中登奨学金事業	10,000	10,000	10,000	10,000	支給	可	随時	・宍粟市立一宮北中学校を卒業した高校生等、または保護者が一宮北 中学校の区域に住所を有し居住していること。 ・所得制限あり
		神河町遠距離 通勤・通学等 補助金	5,000 を限度	5,000 を限度	5,000 を限度	5,000 を限度	支給	可	定期乗車券の有効期限の1ヵ月 前まで	・神河町から遠距離通学/通勤する者 ・補助対象者及びその同居家族に町税等(税外収入を含む)の滞納が あるときは対象外
豊岡市	教育総務係 0796-23-1117 ホムページはこちら	豊岡市奨学金	9,900	9,900	9,900	9,900	貸与 (無利子)	可	4月初旬～下旬	・保護者が豊岡市に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件(学校長推薦必要)あり
		豊岡市交通連児 奨学金	15,000	15,000	15,000	15,000	支給	可	随時	・主たる生計維持者である保護者が交通事故で死亡し、又は自傷のため 著しい後遺障害があった場合、又は家族の子第 ・保護者が豊岡市に在住する高校生等 ・任する学校の校長の推薦があること
養父市	交通政策係 0796-23-1713 ホムページはこちら	豊岡市高校生通学 バス定期補助事業	15,000を 超えた部分	15,000を 超えた部分	15,000を 超えた部分	15,000を 超えた部分	支給	不可要件 あり	随時	・豊岡市に居住する保護者、ただし、学生が成人である場合は学生本人 が補助対象者となることも可
		養父市高校生 通学費補助金 交付事業	備考欄に記載	備考欄に記載			支給	不可要件 あり	随時	・養父市に在住する生徒の保護者 ・定期乗車券入額から1月当たり15,000円に当該定期券の有効月数を乗 じて得た額を控除した額
朝来市	総合政策課 079-672-6110 ホムページはこちら	朝来市高等学校 生徒下宿等費用 補助金	50,000				支給	可	4月上旬	・朝来市内にある下宿等に入居して県立生野高等学校へ通学する生徒 の保護者 ・生徒の自宅が朝来市及び神河町以外にあること
香美町	教育総務課 0796-94-0101 ホムページはこちら	香美町高等学校 生徒下宿費補助金 交付制度	40,000 を限度				支給	不可	4月末日 (年度途中に入居する場 合は、その事由発生後30日以 内)	・香美町内の下宿から村岡高等学校へ通う生徒の保護者 ・町内に住民票を有する生徒 ・村岡高等学校長の推薦があること
		香美町高校生 バス通学費 助成金交付事業	備考欄に記載	備考欄に記載			支給	不可	有効期間終了後(使用後)1か 月以内(3月分は4月10日ま で)	・香美町内に居住し高等学校に在籍する生徒の保護者 ・【町内高校生在籍】月額負担15,000円を超えた部分 【町外高校生在籍】月額負担25,000円を超えた部分

市町名	問い合わせ先 (ホームページ)	名称	高校		専修学校(高等課程)		貸与/支給	他の奨学金との併給の可否	募集時期	備考
			国公立 月額	私立 月額	国公立 月額	私立 月額				
新温泉町	新温泉町企画課 0796-82-5624 ホームページはここに	兵庫県立 浜坂高等学校の生徒 に対してのバス通 学費の支援	運賃の3/4				支給	可	随時	・浜坂高校に町民バスを利用して通学する生徒のうち、 通学定期券を購入する者。
丹波篠山市	教育総務課 079-552-5709 ホームページはここに	丹波篠山市ふるさ と創生奨学金	10,000	20,000	10,000	20,000	貸与 (無利子)	可	予約募集7月～9月、11月 通常募集5月～12月	・丹波篠山市に在住する生徒又は保護者 ・所得制限あり ・責任を持って返済できる者
	創造都市課移住定住・地 元就職支援室 079-552-5796 ホームページはここに	高等学校 遠距離通学費 補助金	備考欄に記載				支給	可	5月	・丹波篠山市内の高等学校に通学し、かつ丹波篠山市に在住する生徒 の保護者 ・市税の滞納がない者 ・片道10km以上かかる生徒 ・(在学期間中1回に限る)10km以上:25,000、 15km以上:50,000、20km以上:100,000
	教育総務課事務係 0795-70-0880 ホームページはここに	丹波市奨学金 給付事業	6,000	6,000			支給	給付型と は併給不 可	6月未まで	・丹波市に在住する高校生等 ・所得制限/学力要件あり
丹波市	ふるさと定住促進課 0795-88-5360 ホームページはここに	丹波市路線バス 通学定期券購入 補助事業	備考欄に記載				支給	不可要件 あり	定期券購入時 又は定期券購入後随時	・丹波市に在住する高校生等又は保護者 ・10,000円を超える路線バスの通学定期券を購入する者 ・補助金額3(1年通学定期運賃÷12か月-10,000円)×定期券購入月 数
		丹波市JR加古川線 通学定期券購入費 助成事業	実費の1/2 ※初回のみ減額	実費の1/2 ※初回のみ減額	実費の1/2 ※初回のみ減額	実費の1/2 ※初回のみ減額	支給	不可要件 あり	定期券購入後随時	・丹波市に在住する高校生等又は保護者 ・JR加古川線を名目通学定期券を購入する者 ・JR加古川線(白川駅～西脇市駅間)区間相当分が助成対象
	まちづくり政策課 0799-64-2506 ホームページはここに	波路市通学者助成	備考欄に記載				支給	不可要件 あり	1月～3月	・島内を昇着する公共交通機関を利用して通学する高校生等 ・助成対象者の属する世帯全額に未納の市税がないこと。 【市内】バス定期全額 【市外】バス定期全額+市内を昇着する公共交通機関の運賃の1/3 (上限65,000)
波路市	学校教育課 0799-64-2519 ホームページはここに	特定奨学金等 基金奨学金事業	備考欄に記載				支給	不可要件 あり	・奨学金 6月1日～6月30日 ・通学助成 ①7月1日～7月31日 ②2月1日～2月26日	・波路市に在住する高校生等及び保護者 ・所得制限あり ・奨学金:高校1年生のみ、入学時1回のみ100,000 ・通学助成:高校1～3年生、100,000が上限
南あわじ市	ふるさと創生課 0799-43-5205 ホームページはここに	南あわじ市通勤・ 通学者交通費 助成金	備考欄に記載				支給	可	定期券購入後速やかに (概ね1か月以内)	・南あわじ市に在住し定められた交通機関を利用して通学する者 島内:20%、島外:30%、船舶利用:30%